

宮古島市地産地消用保冷施設利用者募集要領

1.施設の方針

宮古島市地産地消用保冷施設(以下「保冷施設」という。)は、宮古島市地産地消用保冷施設の設置及び管理に関する条例第 1 条に基づき、宮古島市の地産地消の促進に資することを目的に設置された施設です。

この要項は本条例の趣旨に則り、宮古島市地産地消用保冷施設の利用者を募集することについて必要な事項を定めるものとする。

2.保冷施設の概要

- ・所在地:宮古島市上野字上野395番地1(宮古島市地産地消振興センター1F)
- ・設置者:宮古島市
- ・利用可能時間:午前8時30分から午後5時15分まで
- ・休館日:日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12月29日から翌年の1月3日まで、6月23日(慰霊の日)

3.募集内容

1) 募集する区画数:全12区画

2) 1区画あたりの大きさ:2㎡

3) 募集月:令和9年1月～令和9年12月(1月単位)

4) 使用料(1区画あたり)

指定品目のみの場合:3322 円(税込み)

指定品目以外を含む場合:11770 円(税込み)

※指定品目とは宮古島市地産地消用保冷施設の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 条で定められた、じゃがいも、玉ねぎ、にんじん、キャベツ及び大根の 5 品目のことです。

5) 応募最大数:2区画

3区画以上利用したい方は、募集終了後に空き区画が発生した場合にご連絡いたします。

※応募いただいた区画数が必ず利用できるとは限りません。ご了承ください。

4.応募について

1) 応募資格要件

宮古島市内の学校給食を含む地産地消を目的として農産物の生産を行う者で、
宮古島市に住所を有する個人又は法人
(宮古島市地産地消用保冷施設の設置及び管理に関する条例より)

2) 応募方法

下記の書類を「3) 締め切り、提出先」に基づいて、ご提出下さい。

①宮古島市地産地消用保冷施設使用許可申請書(様式第1号)

3) 締め切り、提出先

①募集期間

募集開始日 令和8年 11月2日(月)

募集締切日 令和8年 11月 20日(金)

※書類に不備がある場合には、募集締切日までに修正・再提出いただく必要
がありますので、早めのご提出をお願いいたします。

②提出先

宮古島市役所2階 観光商工スポーツ部 産業政策課

③提出方法

直接窓口にて提出ください

※先着順ではありません

5.問い合わせについて

本募集に関するお問い合わせは、当課窓口へご相談いただくか、下記の電話にて
お問い合わせください。

宮古島市役所 観光商工スポーツ部 産業政策課

電話:0980-73-1919